

日本学生支援機構奨学金緊急・応急採用について

この度の災害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域世帯の学生に対する緊急採用・応急採用を受け付けています。

1. 災害救助法適用地域および適用日

●平成30年8月30日からの大雨による災害に係る災害救助法適用地域

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【山形県】 新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、 最上郡大蔵町、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村	平成30年8月31日

2. 適用地域の準用

以下の場合も、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

3. 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	平成30年8月以降で申込者が希望する月	平成31年3月(※)
応急採用 (第二種奨学金)	平成30年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

※翌年度以降も奨学金を必要とすることが認められる場合は、継続の願い出により修業年限の終了月まで期間延長をすることができます。

4. 提出書類

罹災(被災)証明書

5. 問い合わせ先

詳しくは在籍するキャンパスの学生生活課までご連絡ください。

[文京キャンパス] 学生生活課 TEL 03-3947-7199

[八王子国際キャンパス] 八王子学生生活課 TEL 042-665-1463